

## 船橋市こども送迎センター事業（幼稚園等通園型）実施要綱

第1条 この要綱は、小規模保育事業所にこども送迎センターを設置し、幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の教育・保育時間前後の預かり保育等を行う場合に必要となる事項を定めることにより、子育て環境の充実と保護者の利便性の向上を図り、児童を安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) こども送迎センター 小規模保育事業所に併設し、児童を幼稚園等へ送迎するために設けられた施設で、一時的に当該児童の保育も併せて行うことができるものをいう。
- (2) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。
- (3) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (4) 小規模保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。

### （事業の内容）

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園等の教育・保育時間前後の預かり保育  
こども送迎センターにおいて、保護者から児童を預かり、幼稚園等が保有する送迎バス等による送迎までの間及び幼稚園等がこども送迎センターへ児童を送迎してから保護者が迎えに来るまでの間について、保育を行う。
- (2) 幼稚園等の休園日における終日預かり保育  
こども送迎センターの事業実施日のなかで、幼稚園等の休園日（幼稚園等での預かり保育が実施されない日）において、希望者がいた場合、こども送迎センター内で終日保育を行う。  
なお、送迎先の幼稚園等が長期休業中の預かり保育を概ね年間30日以上実施している幼稚園等である場合は、当該幼稚園等の休園日に、こども送迎センター内での終日預かり保育を実施しないことも可とする。

(実施主体)

第4条 本事業の実施主体は、船橋市とし、併設する小規模保育事業を運営する者と同一の事業者の本事業を委託するものとする。

(施設の位置等)

第5条 こども送迎センターを設置する位置は、利便性が高く、保育需要が高い地域とし、小規模保育事業所と併設すること。

2 小規模保育事業所とこども送迎センターは同一建物（敷地）で運営することを原則とする。なお、利便性や安全性の確保の観点から、同一建物（敷地）以外での設置は妨げるものではないが、その場合についても、小規模保育事業所に近接しており（直線距離で概ね80m以内とすること）、一体として運営できることを要件とする。

(定員)

第6条 定員は15人以上（各年齢5人以上）とすること。

(利用対象児童)

第7条 こども送迎センターを利用できる児童は、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 船橋市内に在住している者
- (2) こども送迎センターを利用しようとしている年度の4月1日時点において、満3歳以上である者
- (3) 幼稚園等を利用している者で、かつ子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号に規定する者
- (4) 幼稚園等が保有する送迎バス等の車両による送迎が可能である者

(利用児童の決定方法)

第8条 事業を行う者が、希望者からの申込みを受け、次の(1)(2)の区分に沿って利用者を決定すること。なお(1)(2)それぞれの場合で、申込多数により利用する児童を選考するときは、公正な方法により行うこととし、選考方法等を事前に公表すること。また、各年齢の定員を超過して受入れることも可とするが、進級を考慮し、次年度以降の3歳定員の受入れ枠は必ず確保すること。

- (1) 4月から新たに送迎対象幼稚園等に通園する併設の小規模保育事業所卒園児  
併設の小規模保育事業所の卒園児で、送迎対象幼稚園等に通園する場合は、優先して送迎センターの利用をできるようにすること。
- (2) (1)以外の児童で送迎対象幼稚園等へ通園する児童

(1)の児童を決定後、定員又は受入れ上限に空きがある場合、利用の申込みを受け、利用者を決定すること。

また、以下の場合を除き当該申込みを拒否できないものとする。

- ア 定員又は受入れ上限に空きがない場合
- イ 定員又は受入れ上限を超える申込みがあった場合
- ウ 次年度以降の3歳定員の受入れ枠を確保できない場合
- エ その他やむを得ない事情がある場合

#### (事業実施日及び実施時間)

第9条 事業実施日及び実施時間は、次のとおりとする。

##### (1) 事業実施日

事業を実施する日は、次のアイに掲げる日以外の日とする。ただし、必要に応じて土曜日に事業を実施することは妨げない。

- ア 土曜日及び日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

##### (2) 実施時間

事業を実施する時間は、次に掲げる時間とする。

- ア 幼稚園等の教育・保育時間前後の預かり保育  
朝2時間（7時から9時まで）、夕方3時間（15時から18時まで）を原則とする。また、利用者のニーズに応じ併設の小規模保育事業所の開園時間の範囲で延長保育を実施すること。
- イ 幼稚園等の休園日における終日預かり保育  
利用児童が、幼稚園等休園日（幼稚園等での預かり保育が実施されない日）に保育の必要がある場合、9時から17時までを原則とする。また、利用者のニーズに応じ、併設の小規模保育事業所の開園時間の範囲で延長保育を実施すること。

#### (施設設備)

第10条 こども送迎センターの施設設備は、次に掲げる基準を満たすこと。なお、こども送迎センターについても、小規模保育事業所同様に建築基準法上の保育所用途に適合すること。

##### (1) 保育室

小規模保育事業所内外において、本事業で預かり保育を行う専用保育室を設けること。なお、専用の保育室を設置できない場合は、小規模保育事業所の保育室内に本事業専用の保育スペースを区画できること。

面積基準については、定員 1 人あたり 1.98 m<sup>2</sup>以上の面積を確保することを原則とするが、第 6 条に定める定員を確保できない場合又は利用希望者が多数で定員を超えて利用する場合であっても、1 人あたり 1.65 m<sup>2</sup>以上の面積基準を満たすこと。

また、保育室内に幼児専用の手洗い設備を設けるよう努めること。

## (2) その他設備

こども送迎センターを利用する児童の出入口やトイレについては専用での設置が望ましいが、併設の小規模保育事業所（共有部分のみで直接往来が可能なものに限る。（次条において同じ））と共用することも可とする。なお、トイレを共用する場合、乳児用と幼児用を分けるなど、児童の発達に沿った設備とすること。

## (職員配置)

第 11 条 本事業を行うにあたり、原則として常時 2 人以上の職員の配置を必要とし、そのうち 1 人は有資格者（保育士・看護師・准看護師・幼稚園教諭・小学校教諭とする。以下同じ。）とすること。

2 前項の規定にかかわらず、利用人数が 19 人以下の場合で、併設の小規模保育事業所から適宜職員の応援が得られる場合は、1 人の配置でも可とするが、その場合は有資格者とすること。

3 併設の小規模保育事業所の運営上必要となる職員とは別に、本事業に従事する職員を配置すること。

## (利用者負担額)

第 12 条 利用者負担額は、次のとおりとする。

### (1) 基本利用料

こども送迎センターを利用する場合の基本利用料は、次のアイの通りとする。

ア 第 3 条(1)における幼稚園前後の預かり保育については、利用料を徴収することも可とするが、連携幼稚園等での預かり保育を利用した場合と同等程度の金額とすること。また、第 9 条(2)アに規定する時間以降に延長保育等を実施する場合で、別途利用料を徴収する場合は、あらかじめ市と協議すること。

イ 第 3 条(2)における幼稚園等の休園日における終日預かり保育については、1 人 1 年度につき 30 日間の利用まで、原則として無償とすること。なお、1 日につき基本時間となる 8 時間（9 時から 17 時まで）を超える利用や、30 日を超えて利用があった場合等は別途利用料を徴収することも可とする。

### (2) 実費徴収

おやつや補食、給食を提供する場合等にかかる費用について、別途徴収することも可とする。

また、夕方の幼稚園等送迎バスがこども送迎センターに到着後から保護者が迎えに来るまでの間、保護者のニーズに応じたサービスを提供した場合、別途利用料を徴収することも可とする。その場合には、同意があった者や希望があった者のみを対象とするほか、サービスの提供を受けない児童の処遇には特に十分な配慮をすること。

(送迎先となる幼稚園等)

第13条 送迎先となる幼稚園等については、下記の要件を満たすものとし、原則として複数の幼稚園等を送迎先として設定すること。また、小規模保育事業所の卒園児が通園することに鑑み、平日の預かり保育の実施の他、長期休業中の預かり保育を概ね年間30日以上実施している幼稚園等と連携するよう努めること。

- (1) 原則として船橋市内の幼稚園等であること。
- (2) バス送迎を行っている幼稚園等とし、送迎ルートにこども送迎センターを設定できること。
- (3) 長期休業日等の預かり保育を実施している日についても、バス送迎を行える幼稚園等であること。
- (4) 緊急時に、保護者が直接幼稚園等へ送迎する可能性もあることから、こども送迎センターから、概ね30分以内で移動できる幼稚園等とすること。

2 前項(2)(3)にかかわらず、こども送迎センターと幼稚園等が近接している場合で、安全にこども送迎センターと幼稚園等との間の送迎が行える場合は、徒歩送迎とすることも可とする。その場合は、こども送迎センター又は幼稚園等のどちらかの職員が、複数人付き添うこととし、ルートや時間帯については、安全に特に配慮すること。

(留意事項)

第14条 本事業を実施するにあたり、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 安全対策

幼稚園等の送迎バスが、児童の乗降が安全にできる場所で停車できるとし、停車場所については送迎先の幼稚園等と事前に十分に協議を行うこと。

また、複数の幼稚園等からの送迎がある場合は、送迎時間が重ならないよう、十分な調整をすること。

(2) 日中の利用児童がいない時間帯の専用スペースの利用

幼稚園等の教育・保育時間中などで、こども送迎センターを利用する児童がいない時間帯について、こども送迎センター専用スペースを併設の小規模保育事業所の保育の一環として利用するほか、地域の実情に応じた子育て支援事業等の活用も可とする。

(3) 保護者・送迎先幼稚園等との連携

幼稚園等の年間の預かり保育のスケジュール、休園予定日等や、保護者から利用予定日を事前に確認するなどして、保護者・幼稚園等・こども送迎センターの3者間の情報共有は適宜行うこととする。

また、緊急時の対応など、本実施要綱に記載のない事項については、事前に3者間で共有しておくこと。

(4) 賠償責任保険等の加入

過失により、利用者等に損害を与えた場合は、これを賠償するものとし、これに十分な賠償責任保険に加入すること。

(5) 事業廃止において留意すべき事項

本事業を廃止する場合は、次に掲げる事項に特に留意すること。

ア 利用者への配慮

現に本事業を利用して幼稚園等へ通園している児童への措置を適切に行い、代替手段を確保するなど、継続して幼稚園等への通園が可能なよう配慮すること。

イ 幼稚園等との調整・協議

連携先となる幼稚園等についても、相当期間の余裕をもって調整・協議を行い、継続して幼稚園等を利用する児童等の処遇を低下させることのないよう、十分に配慮すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年11月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。